

エコファミリー支援補助金交付要綱

(家庭用リチウムイオン蓄電池システム及び電気自動車等充給電設備設置に対する補助)

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、環境に配慮した暮らしへの取組に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金の交付は、スマートハウスを構成する、創エネルギー機器（住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム）、省エネルギー機器（家庭用工エネルギー管理システム）、蓄エネルギー機器（家庭用リチウムイオン蓄電システム（以下、蓄電池という。）、電気自動車等充給電設備（以下、V2Hという。））の導入及び外部給電機能付次世代自動車の購入に要する費用の一部を補助することにより、エネルギーの地産地消及び市民の暮らしの脱炭素化を推進することを目的とする。

(対象設備)

第3条 補助金の対象となる設備（以下、対象設備という。）及び要件は、別表1に掲げるものとする。

2 対象設備に対する補助金の交付は、同一年度内において、1世帯につき1回限りとする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、自ら居住する市内の住宅において、自ら購入した対象設備を設置する個人であって、第10条の規定による交付申請兼実績報告の際に、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象設備を設置した住宅に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民として記録されていること。
- (2) 豊田市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、対象設備の設置に要する費用であって、別表2に掲げる費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 本補助金とは別に愛知県（以下「県」という。）又は本市から他の補助金等（県又は本市以外の機関が交付する補助金等のみをその財源としているものを除く。）を受

けている経費ではないこと。ただし、補助対象事業の一部に他の補助金等を受ける場合は、本補助金の補助対象経費から他の補助金等の対象となる設備に係る経費を除外して、本補助金の対象経費とすることができます。

(補助金の額)

第6条 補助金の額及びその上限は、別表3に掲げる金額とする。

- 2 前項の場合において、算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(設置予定の届出等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設置完了日までに、設置予定届出書（共通様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の設置完了日とは、次に掲げる日のうち、いずれか遅い日とする。

（1）対象設備の保証開始日。

（2）補助対象経費の支払が完了した日。ただし、補助対象経費の一部又は全部を分割払する場合は、分割払に係る契約書の締結日又は分割払でない補助対象経費の支払が完了した日のいずれか遅い日。

- 3 市長は、第1項の設置予定届出書に、必要に応じて関係書類の提出を求めることができる。

- 4 第1項の設置予定届出書の提出は、「あいち電子申請・届出システム」による届出をもってこれに代えることができる。

- 5 市長は、設置予定届出書を先着順に受け付けるものとし、補助金の設置予定届出書における交付申請予定額の合計が予算の範囲を超える見込があるときは、受付を停止することができる。

(届出の受理等)

第8条 市長は、前条の規定により設置予定届出書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、届出を適当と認めたときは、受理するものとする。

(対象設備の設置)

第9条 前条の規定により設置予定届出書を受理された者（以下「受給予定者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度（以下「補助対象年度」という。）の2月27日までに対象設備を設置し、その使用を開始するとともに、別表1に定める補助対象経費の支払を完了、若しくは分割払による支払契約の締結をしなければならない。

(交付申請兼実績報告)

第10条 受給予定者は、対象設備の設置完了日から2月を経過した日又は補助対象

年度の2月27日のいずれか早い日までに、交付申請兼実績報告書（共通様式第2号）、事業計画書兼事業実績書（共通様式第3号）及び事業詳細説明書（蓄電池・V2H様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し。ただし、分割払により対象設備を購入した場合は、分割払に係る契約書の写し
 - (2) 補助対象経費が明記されている書類の写し。ただし、領収書に補助対象経費が明記されている場合は、省略することができる。
 - (3) 対象設備の保証書又は出荷証明書の写し（保証の開始日、製造者名、パッケージ型番及び本体の機器型番・製造番号が確認できる書類）
 - (4) 次に掲げる写真
 - ア 対象設備本体の設置状態が確認できる写真
 - イ 本体に貼付されている型番と製造番号が確認できる写真
 - (5) 電気自動車等に積載された蓄電池等の容量が確認できる書類の写し（V2Hを申請する場合で、すでに対応車両を所有している場合）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、交付申請兼実績報告書の提出を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは、受付を停止するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により受付を停止した場合において、交付申請兼実績報告書を先着順に補欠番号を付して補欠受付を行うものとする。なお、交付申請兼実績報告書の取下げ、不交付等の発生に応じて、補欠番号順に受け付けるものとする。

（交付の可否の決定等）

第11条 市長は、前条の規定による交付申請兼実績報告があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行った後、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書兼確定通知書（共通様式第4号）又は不交付決定通知書（共通様式第5号）により、申請者に通知しなければならない。

- 2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することができる。

（補助金の交付）

第12条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 交付請求書（共通様式第6号）
- (2) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

- 2 市長は、前項各号に掲げる書類を全て受理したときは、第6条に規定する補助金を交付する。

（交付申請の取下げ）

第13条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付申請取

下げ届出書（共通様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第14条 交付決定者は、第7条第2項に規定する設置完了日から起算して法定耐用年数を経過する日までの間は、補助金の交付目的に反して対象設備を処分してはならない。ただし、市長が処分を承認した場合は、この限りでない。

- 2 前項の法定耐用年数は、蓄電池を6年、V2Hを8年とする。
- 3 交付決定者は、第1項ただし書に規定する承認を受けようとする場合は、あらかじめ対象設備処分承認申請書（共通様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備を処分する場合は、事後の提出を認めるものとする。
- 4 市長は、前項の対象設備処分承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行う。調査の結果により、対象設備の処分を承認する場合は、対象設備処分承認通知書（共通様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

(届出の失効)

第15条 受給予定者は、第7条第3項に規定する設置完了日から2月を経過した日又は当該年度の2月27日のいずれか早い日までに交付申請兼実績報告書が提出されない場合は、第8条の規定により受理された届出は失効する。

(交付の決定の取消)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 本要綱の規定に違反したとき。
- (4) 第13条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、交付決定取消通知書（共通様式第10号）により、交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、返還請求書（共通様式第11号）により、当該補助金の全部の額又は法定耐用年数から既に使用した年数を減じた年数を法定耐用年数で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額（当該算出額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）の返還を請求する。ただし、市長が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備を処分するとき。
 - (2) その他市長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。
- 2 第1項の規定により返還の請求を受けた者（以下「返還義務者」という。）は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。
- 3 市長は、返還義務者が前項に規定する期間内に補助金を返還しないときは、当該請求金額に豊田市税外収入に係る延滞金条例（昭和39年条例第7号）第2条第1項に規定する割合により計算した金額を加算して請求するものとする。

（関係書類の保存）

第18条 補助対象者は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（他の補助金との関係）

第19条 この補助金は、国（国から委託を受けて実施する間接補助事業を含む）が交付する対象設備に係る補助金等の受給を妨げない。

（協力）

第20条 交付決定者は、次に掲げる事項について、市へ協力するよう努めなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 対象設備の使用状況に関するデータの提供
- (2) 市が実施するアンケート等への回答
- (3) その他地球温暖化防止に関する活動

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和10年3月31に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

| 対象設備 | 要件 |
|------|---|
| 蓄電池 | 1 蓄電要領が1kWh以上であるもの 2 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているもの 3 未使用のもの 4 賃貸借契約等による設置ではないもの |
| V2H | 1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人性世代自動車振興センターにより登録されているもの 2 未使用のもの 3 賃貸借契約等による設置ではないもの |

別表2（第5条関係）

| 対象設備 | 補助対象経費 |
|------|--|
| 蓄電池 | 家庭用リチウムイオン蓄電池と電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成されるシステムの機器費及び設置に係る費用 |
| V2H | V2Hシステム、切替開閉器、接続器、中継器、その他付属装置（計測表示装置、配線、配線器具等）の購入費用及び設置に係る費用 |

別表3（第6条関係）

| 対象設備 | 蓄電容量※ | 補助額 | 上限 |
|------|----------|---|------|
| 蓄電池 | 7.5kWh未満 | 1 kWhあたり1万円 | 15万円 |
| | 7.5kWh以上 | 定額15万円 | |
| V2H | 7.5kWh未満 | 1 kWhあたり1万円 ただし、第10条第1項の規定による交付申請兼実績報告の際、接続する自動車を所有していなければ、容量は4 kWhとみなす。 | 15万円 |
| | 7.5kWh以上 | 定額15万円 | |

※蓄電池の場合は、蓄電池本体における蓄電容量、V2Hの場合は、家庭との充給電を行う電気自動車等に搭載された蓄電池等本体における蓄電容量